

沖縄県高等学校等奨学のための給付金（申請方法ご案内）

■申請方法 ※奨学金や就学支援金（授業料と相殺）とは別の制度です。

支給を受けるためには、在籍する学校（沖縄高専）を經由して沖縄県に申請書等を提出する必要があります。

申請書等の様式は本校ホームページ(<https://www.okinawa-ct.ac.jp/>)に掲載しますので、ホームページからダウンロードしていただきますようお願いします。

ホームページに、提出書類等確認票（チェックリスト）も掲載しますので、提出前にご確認の上、**8月22日（金）までに**学生課学生係にご提出願います。

（※家計急変は年内随時）

なお、提出方法の詳細（マイナンバーの写しを提出する場合）は裏面をご確認ください。

受付業務の簡略化のため、原則として郵送（親展）での提出にご協力願います。

【提出先】〒905-2192 沖縄県名護市辺野古905番地
沖縄工業高等専門学校学生課学生係 電話0980-55-4032
※窓口対応時間 8時30分～17時15分（平日のみ）

■留意事項

- ①家計急変世帯については、別紙「沖縄県高等学校等奨学のための給付金（家計急変）」を参照してください。
- ②学校から沖縄県へ申請書を提出後、沖縄県で審査を行い、債権者登録申請書に記載された口座へ沖縄県から直接支払いが行われます。
- ③給付金は、年度当初に必要な経費等を支援することを目的としているため、7月1日現在の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、学生の休学、退学などの場合にも返還等は求めません。（但し、不正受給の場合を除く。）
- ④給付の回数は、原則として1人の高校生等につき年1回（前倒し給付により年に複数回の給付がある場合は1回とカウントする）、通算3回が上限です。
（ただし、学び直し支援金の支給対象者は、回数の加算があります。）
- ⑤今年度、新入生の一部前倒し給付を受給した方も、残額（7月～翌年3月分）を受給するには再度申請が必要です。
- ⑥正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受給できなくなりますので、希望者は遺漏なく手続きくださるようお願いします。
- ⑦生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
（家計急変世帯への支援の場合を除く）